

平成 30 年 7 月 13 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」（釧路空港）
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」（釧路空港）

2. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」「滞在コンテンツの充実」「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。

さらに、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進められてきた。

現在、道内の空港には、訪日外国人旅行者が利用する国内線・国際線が複数就航しているものの、道東エリアの空港を利用する外国人旅行者は、新千歳空港又は羽田空港の国内線経由便の利用が大多数を占めている。一方で、日本国内への外国人入国者数第 2 位の実績（平成 28 年）で羽田空港を上回る関西国際空港を経由する道東エリア

への入込施策は、国内線定期便が就航していないことから手薄となっている。

以上のことから、本事業においては、平成30年の夏から新たに関西国際空港と釧路空港を結ぶLCC路線が就航を予定していることから、関西国際空港経由で釧路空港に入る外国人旅行者を増やすことを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～平成31年3月8日

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：平成30年7月20日（金） 11:00～12:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成30年7月19日（木）正午までに、メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部
観光開発支援グループ 丸茂
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：t_marumo@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

平成 30 年 7 月 19 日 (木) 正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : t_marumo@visithkd.or.jp

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 丸茂 宛

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」(旭川空港・釧路空港共通) 委託事業者向けの事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先 [E-mail]	[]		
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

『平成 30 年度ひがし北海道旅行商品の販売促進事業（釧路空港）』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」「滞在コンテンツの充実」「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。

さらに、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進められてきた。

現在、道内の空港には、訪日外国人旅行者が利用する国内線・国際線が複数就航しているものの、道東エリアの空港を利用する外国人旅行者は、新千歳空港又は羽田空港の国内線経由便の利用が大多数を占めている。

一方で、日本国内への外国人入国者数第 2 位の実績（平成 28 年）で羽田空港を上回る関西国際空港を経由する道東エリアへの入込施策は、国内線定期便も就航していないことから手薄となっている。

以上のことから、本事業においては、平成 30 年の夏から新たに関西国際空港と釧路空港を結ぶ LCC 路線が就航を予定していることから、関西国際空港経由で釧路空港に入る外国人旅行者を増やすことを目的とする。

2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」形成促進地域、（十勝、オホーツク、釧路、根室の 4（総合）振興局内及び上川総合振興局の中南部）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人 北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 日本国内の単体企業又は道内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～③のいずれかに該当し、かつ④の条件を満たすこと。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営）を支配する事業者その他同条件第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有するものであること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成 30 年 3 月 8 日

(2) 業務スケジュール

7 月 13 日（金）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
7 月 20 日（金）	企画提案説明会
7 月 31 日（火）	企画提案参加表明締切
8 月 6 日（月）	企画提案書の提出期限
8 月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
*平成 31 年 3 月 8 日（金）	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成 30 年 7 月 31 日 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：丸茂）

TEL 011-231-2900 Email: t_marumo@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、電子メール本文で可）。

8. 委託業務内容

(1) プロモーションについて

- ① 下記に記載する航路の外国人旅行者の販売促進に繋がるプロモーションを行うこと。

【対象とする航路】

関西国際空港を経由し、釧路空港に到着する定期便（ピーチアビエーション）の利用促進に繋がるプロモーション。海外から関西国際空港の路線、便については限定しない。

- ② 上記対象航路の認知度向上、選択機会の創出等を目的とし、外国人旅行者に対して効果的且つ訴求力が高いと認められる手法を選択した上でプロモーションを実施すること。なお、プロモーションの対象言語は英語、中国語繁体字を必須とする。その他、広告効果を高めるための提案があれば追加すること。

【プロモーション実施内容例】

該当路線の航空会社の WEB 媒体を活用したプロモーション

- ③ 媒体接触者数

プロモーション実施にあたり、想定される媒体接触者数について具体的な見込数等を提案すること。

【媒体接触者数の例】

Web プロモーションの場合、インプレッション数、クリック数、アクセス

数など。紙媒体の場合は、発行部数など。その他の媒体を活用する場合はその媒体に応じた媒体接触者数。

④ プロモーション時期

本事業は原則として、冬期旅行需要喚起を前提としている。このため、プロモーション実施時期はリードタイムを考慮し、10月以降を目安に行うこと。また、具体的に旅行商品と絡めたプロモーションを行う場合は、原則冬期商品とすること。

⑤ プロモーションに際しては下記の点に留意し、実施すること。

- ・訴求対象を意識し、広告媒体、広告本数、媒体接触者数及び広告表現を考慮すること。
- ・広告表現はネイティブチェックを必ず実施し、誤字・脱字を生じることなく、対象外国人にとって違和感のない内容で発信できる体制を明記すること。
- ・広告実施内容、デザイン及び、実施時期については、観光機構と協議すること。

(2) 効果測定について

Web を活用した広告について、アクセスや流入経路などのデータを可能な限り分析、提出し、次年度以降のプロモーション事業を行う際の参考となるような内容を示すこと。Web の活用を前提としないプロモーションを行う際についても同等のデータを提示すること。

(3) 民間とのタイアップ

民間企業等との協力・支援内容について提案すること。

(4) 事業報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

9. 予算上限額：3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版のみとする。また冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。

(2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先又は協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が外注先又は協力先として複数の提案に記載されることは可とする。

(3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。

(4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は、審査対象外とする。

(5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 8部（持参又は郵送の場合）

（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。電子メールの場合は会社名、業務従事者氏名を記載したものと、記載しないものを各1部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：丸茂）

TEL 011-231-2900 Etail : t_marumo@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 平成30年8月6日（月） 17:00

(4) 提出方法 持参、郵送（提出期限必着のこと）、又は電子メールによるデータ添付とすること。なお、FAXでの提出は不可とする。

13. 企画提案に関する審査

受領した提案書をもとに、別途開催する審査会により書面審査を行い選定する。審査会開催前において、企画提案書内容について観光機構から照会を行う場合があるので、その際は速やかに回答をすること。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、いかに専門性を持つ企業連合となっているか。ま

た実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は、観光庁が平成 30 年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は、観光機構より別途指示する「観光庁が示す要綱」に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上